

静岡県盛土等の規制に関する条例に基づく盛土等行為に係る工事検査要領

令和4年12月8日

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号。以下「条例」という。）の規定に基づき実施する盛土等行為に係る工事の完了検査等の実施に必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 知事は、条例第25条第2項の規定に基づき、盛土等行為に係る工事の完了検査（以下「完了検査」という。）を実施するほか、必要に応じ、工事施工中における検査（以下「中間検査」という。）を実施するものとする。

2 検査は、現地検査又はリモート検査によるものとする。

(検査の対象)

第3条 検査の対象は、条例第25条第2項に規定する防災上の措置、構造基準、水質調査の措置、生活環境の保全上の措置（条例第14条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、水質調査の措置、生活環境の保全上の措置）とする。

(検査員)

第4条 検査員は、くらし・環境部環境局盛土対策課の職員のほか、知事が指名する職員をもって充てるものとする。

(中間検査)

第5条 中間検査は、必要に応じて工事の中間工程における出来形、施工管理及び品質管理の状況を把握するために実施するものとする。

(完了検査)

第6条 完了検査は、盛土等及び盛土等の用に供する施設が完了した段階で行うこととする。

2 完了検査は、完了時における出来形、施工管理及び品質管理の状況を把握するために実施するものとする。

3 完了検査は、盛土等完了届（静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則（（令和4年規則第24号。以下「規則」という。）様式第20号）を受け付けた日から15日以内に実施するものとする。

(検査の方法)

第7条 出来形の検査は、申請図書と照合して行うほか、別表に規定する検査基準に基づき実施するものとする。ただし、当該検査基準に定めがない事項については、静岡県土木工事検査基準を準用して実施するものとする。

- 2 施工管理及び品質管理の状況の検査は、許可を受けた者が撮影した写真及び材料メーカー等から許可を受けた者に提出された品質証明書等にて実施するものとする。

(手直し工事等)

第8条 検査員は、完了検査の結果、申請図書と相違する箇所が発見された場合は、盛土等の許可を受けた者に対し手直し工事を指示するものとし、当該工事が完了したのち、改めて検査を行うものとする。

(検査結果の通知)

第9条 検査員は、検査を終了し、規則第19条第3項に規定する水質調査報告書並びに規則第20条第3項に規定する土壌汚染状況調査報告書（以下「水質調査等報告書」という。）の確認を終了したときは、それらの結果を速やかに、盛土等の完了について（静岡県盛土等の規制に関する条例に関する事務取扱要領（令和4年7月1日付け環盛第32号）要領様式第9号。以下「完了通知」という。）により許可を受けた者に通知するものとする。

- 2 検査は終了したものの、許可を受けた者のやむを得ない事由により水質調査等報告書の提出が遅延した場合には、完了通知に条件を付して、許可を受けた者に通知できるものとする。

(盛土等行為に係る工事の廃止又は休止)

第10条 盛土等行為に係る工事を廃止し、又は休止する場合の検査は、本要領を準用して行うものとする。

附則

この要領は、令和4年12月8日から施行する。

別表検査基準

1 出来形管理基準

| 工種 | 項目 | 基準値 | 方法 | |
|-------------------------|----------------|------------------------------------|-----------------------------------------|-----------|
| 盛土等 | 基準高 | ±50mm | 2 測線ごとに 1 箇所の割合とし、基準高は各法肩又は両端部で測定する。 | |
| | 幅・延長 | -100mm | | |
| | 法長 | L < 5 m | | -100 mm |
| | | L ≥ 5 m | | 法長の - 2 % |
| | 法勾配 | -0.5 分 | | |
| 石積 (張) 工 ブロック積 (張) 工 | 法長 | -50 mm | 原則、法長変化点で主として根入長を測定 | |
| | 法勾配 | -0.5 分 | 適宜測定 | |
| | 胴・裏込 コンクリート | -50 mm | 必要に応じ 500 m ² 程度に 1 箇所の割合で測定 | |
| | 裏込材厚 | -30 mm | 適宜測定 | |
| | 水抜き穴 | 検査員判定 (3 m ² に 1 か所) | 適宜測定 | |
| コンクリート 擁壁 | 法長 | -50 mm | 原則、法長変化点で主として根入長を測定 | |
| | 法勾配 | -0.5 分 | 適宜測定 | |
| | 天端幅・敷幅 | -30 mm | 適宜測定 | |
| 調整池 | | | 出来形寸法により必要調整容量が確保されているか測定する。 | |

2 重点調査事項

(1) 施工管理

| 工種 | 方法 |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 許可条件 | 適切に遵守されているか確認する。 |
| 盛土及び切土 | 沈下又は崩壊が生じないように締固め、段切等が申請図書に基づき適切に実施されているか必要に応じて確認する。 |
| 石積、ブロック積 法長、法勾配 胴込、裏込CO | 掘削時等の写真により特に根入れ深さを確認する。 必要に応じ500㎡に1箇所程度、ブロックの抜き取り又は注水試験により、充填状況や品質を確認する。 |
| 裏込め材 水抜き穴 | 透水層としての質量及び機能について確認する。 寸法、数量及び設置状況について確認する。 |
| コンクリート 擁壁工 | ブロック積に準じた確認方法で行い、検査員が必要と認めた場合には、注水試験又はテストハンマーによる強度試験を行う。 |
| 管渠工 | 接合状況、マンホール等の取付け状況、縦断勾配、埋設深度及び埋戻しの適否を確認する。 |
| 側溝工 | 敷き及び溝蓋受け部の不陸等について確認する。 |

(2) 現場管理

- ア 土砂及び地区内水の排除が周辺地区に及ぼす影響を確認する。
- イ 防災措置を確認する。
- ウ 工事車両の進入路及び材料運搬通路の交通安全措置を確認する。
- エ 材料の保管状況を確認する。

(3) 品質管理

次の表により、コンクリート等の養生の状況、材料の品質、土質試験等品質管理状況を確認する。

| 種別 | 関係書類（品質管理表） | |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| レディーミクスト コンクリート | JIS表示許可工場の 製品使用の場合 | JIS表示許可書の写し 配合報告書 配合計算書 骨材試験成績書 アルカリ骨材反応性試験成績表 |
| | JIS表示許可工場以 外の製品使用の場合 | プラント施設概要書 計量器の検定済証明書 品質管理データ 配合報告書 配合計算書 アルカリ骨材反応性試験成績表 セメントの品質証明書 |
| コンクリート | コンクリート強度試験成績報告書 コンクリート強度管理表 気温及びコンクリート打設記録表 コンクリート中の塩化物含有量測定表 | |
| その他 | 盛土材承認願 鋼材検査証明書 品質規格証明書（コンクリートブロック） 二次製品等承認図書（グレーチング、マンホール、ガードレール等） | |